

# 日本外交文書

大正九年 第三冊 下卷

外務省

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

## 序

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的發展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

## 例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、特別の場合を除いては当用漢字の新字体を用いて差支えないこととした。

五、大正九年の本書は同年中に展開された欧州大戦戦後処理事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また中国関係文書は専ら第二冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

七	赤道以北旧独逸領諸島委任統治ニ関スル件	六四三
八	聯合國軍事會議及対独平和条約ノ軍事条項実施ニ関スル件	七七七
九	國際聯盟ニ於ケル常設軍事諮問委員会及軍備制限問題ニ 関スル件	七九四
一〇	対独平和条約ノ賠償条項実施ニ関スル件	八五九
一一	ブラッセル國際財政會議ニ関スル件	九八八
一二	前独国皇帝取扱及戦争責任者問題ニ関スル件	一〇二一
一三	独国ノ対独平和条約違反ニ関スル件	一〇五八
一四	日英同盟協約更新ニ関スル交渉一件	一〇八二
一五	シベリア及東支兩鉄道管理ニ関スル交渉一件	一一四三
附録	日本外交文書大正九年第三冊(上下卷)日附索引	

目次

(以上 下卷)  
一

- 一 同盟及聯合國ノ独逸勃各国トノ平和条約批准關係一件
  - 附 米國ノ对独平和条約批准拒否問題
- 二 同盟及聯合國ノ土国及洪国トノ平和条約締結一件
- 三 國際聯盟理事会ニ関スル件
- 四 國際聯盟總會ニ関スル件
- 五 常設國際司法裁判所創設ニ関スル件
- 六 旧独逸海底電線処分問題一件

(以上 上巻)

### 事項七 赤道以北旧独逸領諸島委任統治ニ関スル件

五〇二 一月二十三日 内田外務大臣ヨリ  
在仏國松井大使宛(電報)

C式委任統治地域ニ於ケル通商上ノ機會均等  
問題ニ対スル日本政府ノ決定及仏國政府ノ好  
意の申出ニ関スル件

別電 同日内田外務大臣宛在仏國松井大使宛電報第六  
五号  
右日本政府ノ決定

第六四号

客年貴電講第二五八八号ニ関シ其後帝國政府ニ於テ篤ト考  
慮ヲ重ネタル結果本月十九日本件ニ関スル方針ヲ別電第六  
五号ノ通決定セリ然ルニ本件ニ付テハ本月八日仏國大使本  
大臣來訪ノ際本件ニ対スル帝國政府ノ態度ヲ尋ネタルニ付  
貴官ノ主張ヲ堅持セシムルノ外ナキ旨ヲ答ヘタルニ何等助  
力シ度キヤノ口吻ヲ漏ラシタルコトアリタル処右ノ通り廟  
議決定ノ当日再ヒ來訪ノ上本國政府ノ訓令ニ依ル趣ヲ以テ  
本大臣ニ対シ今ヤ國際聯盟既ニ成立シタル際主要聯合國間  
ニ本件ノ如キ重要問題未解決ノ儘残リ居ルハ甚遺憾ナルニ  
付テハ若シ日本政府ニ於テ希望サルルナラハ仏國政府ニ於

七 赤道以北旧独逸領諸島委任統治ニ関スル件 五〇二

テ何トカ本問題ノ解決ニ対シ助力スルモ差支ナク同政府ノ  
覬ル所ヲ以テスルニ本問題ニ付テハ英本國政府ハ極メテ困  
難ナル立場ニアリ旁々日本政府ニ於テ英本國政府ト交渉セ  
ラルルヨリモ寧ロ巴里ニ於テ濠洲並新西蘭ノ代表者ト「ラ  
ウンドアバウト」ノ方法ニ於テ商議ヲ遂ケラレタル上例ヘ  
バ「マンデート」ノ規定ニ可然修正ヲ加ヘ又ハ濠洲若ハ新  
西蘭政府ヲシテ適當ノ宣言ヲ為サシムルカ如キ形式ニテ本  
件ヲ解決スルコトトセラルル方宜數カルベキヤニ認メラル  
ル旨述ベタルニ依リ右ニ対シ本大臣ハ仏國政府ノ好意ヲ深  
ク謝シタル上何レ考慮ノ上返答スヘキ旨ヲ述ベ自然同大使  
ノ申出ニ基キ仏國政府ノ助力ヲ借リルコトトスルモ一応松  
井大使ニ訓令シテ仏國政府ニ就キ濠洲側ノ意向等尚一層詳  
細ニ聞取りタル上帝國政府ノ執ルヘキ措置ニ対シ考量ヲ加  
フルコトトシ度キ旨答ヘタル処同大使ハ右ハ尤モナル旨首  
肯シタリ就テハ別電帝國政府決定ノ次第ハ差当リ貴官限リ  
ニ含ミ置カルルコトトシ不取敢仏國政府ニ対シ前記仏國大  
使申出ノ件ニ関シ同政府ノ意向ヲ篤ト確メラレ右ニ関スル

六四三